

提言書

成長戦略 インバウンド

国を開き、アジアの成長を日本に取り込んでいく

経済産業政策会議 民主党政策研究会

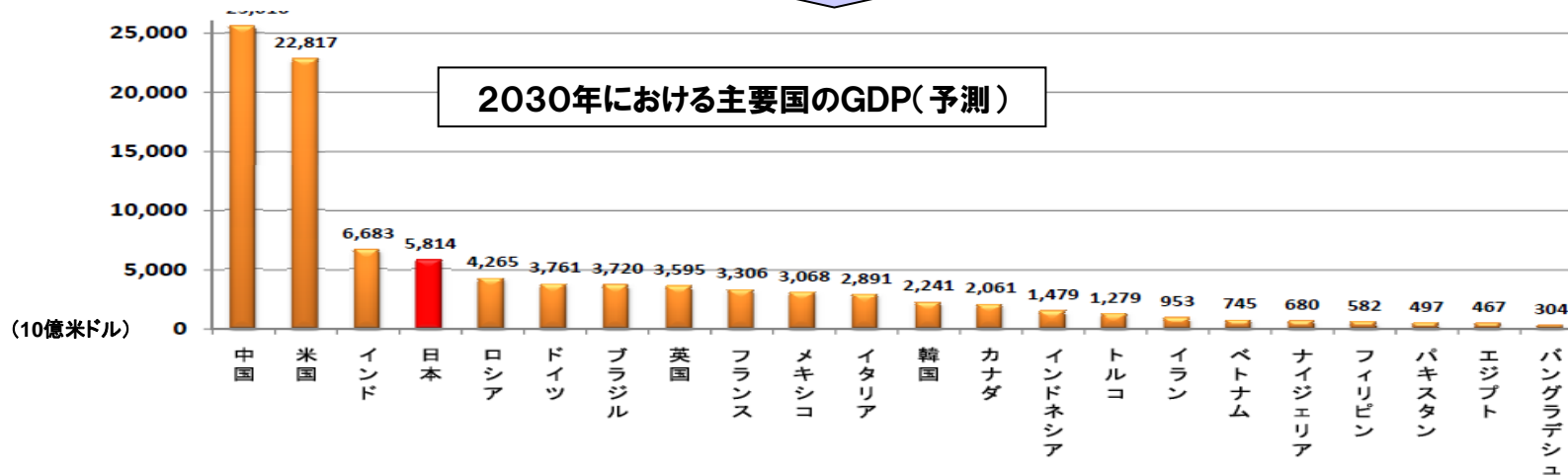
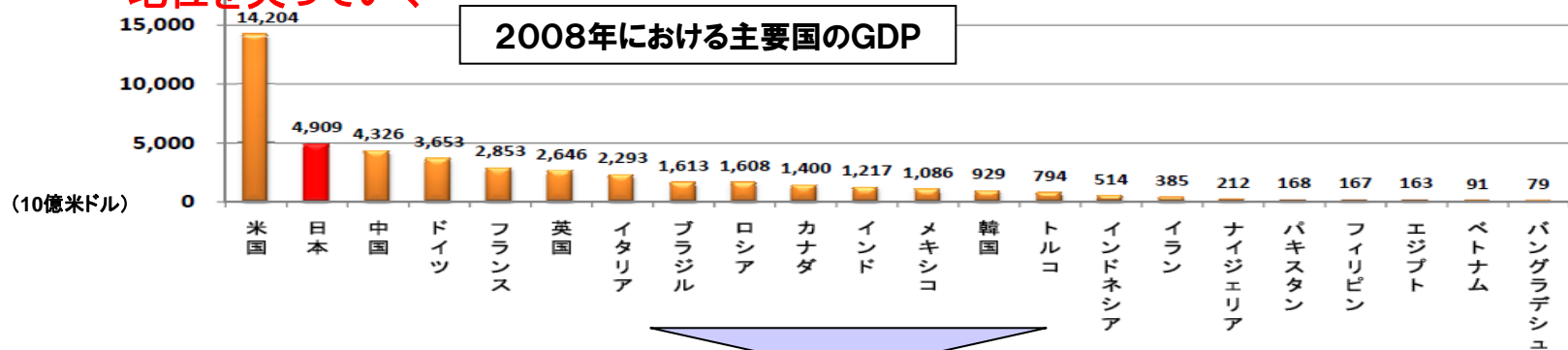
成長戦略分科会 インバウンド班

田嶋要主査、稲富修二、大久保潔重、笠原多見子、
金森正、川口博、木村たけつか、白石洋一、高邑勉、
田中けいしゅう、姫井由美子、藤田大助、水野智彦、皆吉稻生、
向山好一、山口和之、山根隆治、柚木道義、渡辺義彦
(五十音順、敬称略)

2010年5月

2030年の世界と日本

日本は2020年(GDPで世界第3位)、2030年(第4位)と、徐々に「経済大国」の地位を失っていく



そして、日本は2050年には、ブラジル、メキシコ、ロシア、インドネシアにも抜かれ第8位になると予測されている

出所:世界銀行Webサイト(2008年データ)
 ゴールドマン・サックス "Global Economics Paper No: 153" (2007.3) (2020年、2030年予測)

危機感と今後の世界状況の大局観を以て成長の姿を描く

国を開き、アジアの成長を日本に取り込んでいく

強み

(特に中国と比して)

ターゲット

(ニーズのあるところ)

1. 健康観光 サービスの 国際化

1. 進んだ医療技術
(特に、検診、脳・心臓外科、癌)
2. 長寿社会 日本
3. 観光資源 “My Japan”
4. 安全・安心な生活環境

アジア、特に中国
の富裕層

2. アジアの 拠点を 日本に

1. R&D環境の質
2. 知財等ビジネス法の
整備状況
3. 外国人にとっての
生活環境

アジアに展開する
欧米企業

1. 健康観光サービスの国際化

要約

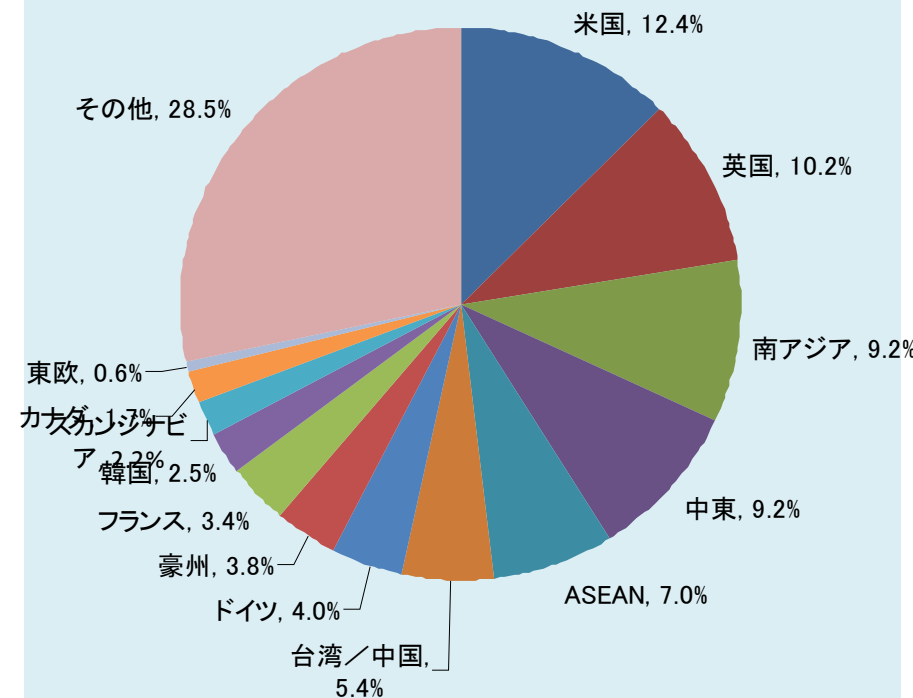
- アジア、特に中国からの医療サービス提供、湯治、滞在型観光、ウイークエンドハウスやリタイアメントハウスへの投資の総合的特区制度、「国際健康観光 総合特区制度」を設立します
- 全国から同特区認定を希望する自治体(連合)を募集、選定します。国はビザや医療制度(保険外の医療セクターとして病床数、外国認可医薬品の使用、外国免許医師の業務、病院運営等)の特例を認めます。特区自治体は病院とペアで、他の特区と成績を競います
- さらに、国は医療ツーリズム・ファシリテーター(仲介人)やマネージメント・エージェント(管理代理人)産業を育成し、総合エンターテイメントを備えたコンベンションセンター地区を創り、アジアの成長都市からの来訪、消費、投資を誘致する施策で支援します

国際健康観光のインパクト ■ タイの例

タイの外国人患者は05年で既に100万人を超えている

2005年	外国人患者数 (単位:万人)	%
米国	13.2	12.4%
英国	10.8	10.2%
南アジア	9.8	9.2%
中東	9.8	9.2%
ASEAN	7.4	7.0%
台湾／中国	5.7	5.4%
ドイツ	4.3	4.0%
豪州	4.0	3.8%
フランス	3.6	3.4%
韓国	2.7	2.5%
スカンジナビア	2.3	2.2%
カナダ	1.8	1.7%
東欧	0.6	0.6%
その他	30.3	28.5%
計	106.4	—

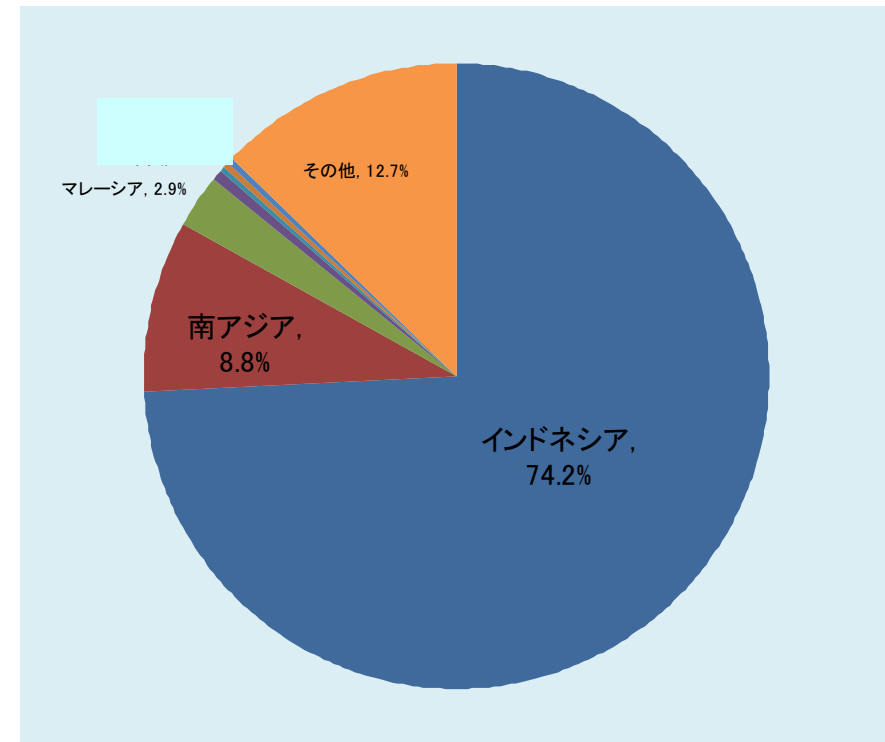
出所)タイ商務省資料



国際健康観光のインパクト ■シンガポールの例

シンガポールの外国人による医療関連支出は06年で既に600億円を超えている

2006年	外国人による医療関連支出額 (単位:百万シンガポールドル)	円換算額 億円(80円 /Sin\$)	%
インドネシア	566.1	453	74.2%
南アジア	67.5	54	8.8%
マレーシア	22.1	18	2.9%
中国	3.5	3	0.5%
台湾	2.8	2	0.4%
アフリカ	2.3	2	0.3%
米国	0.7	1	0.1%
フィリピン	0.3	0	0.04%
香港	0.3	0	0.04%
欧州	0.3	0	0.04%
豪州	0.1	0	0.01%
その他	97.3	78	12.7%
計	763.3	611	—



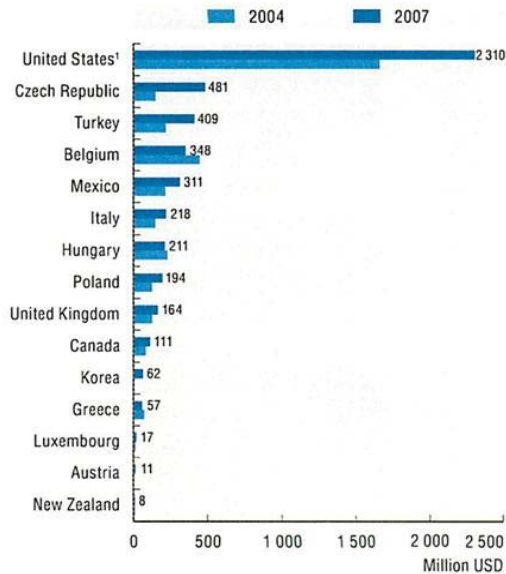
出所) Singapore Tourism Board資料

国際健康観光のインパクト ■ OECD諸国

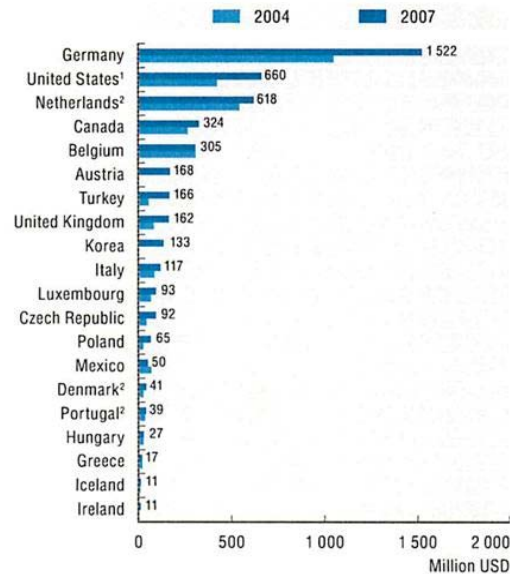
- 国外から米国に来て医療サービスを受けた: 07年市場規模23億ドル(2,100億円)
- ドイツから国外に行き医療サービスを受けた: 07年市場規模15億ドル(1,400億円)

⇔ 日本は数字自体も把握されていない程度 (先駆者 亀田病院は全病床数865)

7.7.1 Exports of health-related travel, 2004 and 2007 (or nearest year)



7.7.2 Imports of health-related travel, 2004 and 2007 (or nearest year)



日本市場にも
大きな潜在的
成長力がある

Note: Health-related travel exports occur when domestic providers supply medical services to non-residents travelling for medical reasons.

健康観光サービスを国際化するため

チャレンジ

施策

1. 地域の医者不足の懸念

* 在外日本人医師、日本留学経験のあるアジアの医師を先ず選好的に招聘

2. 外国人患者に関する 医療法上の規制

1. 総合特区からの税収を地域医療再生基金へ納入
 - ・外国免許医師*、看護師、介護士導入
 - ・外国人スタッフ受入促進
 - ・特区内の先端的評価療養（認められている混合治療）の範囲拡大～日本人にもメリット）
2. 保険外の自由診療セクターとして病床数を国内とは別枠にする
 - ・患者は医療にかかるリスクの相当部分を負担
 - ・病院運営、外国認可医薬品・医療機器の使用、外国免許医師の業務等の特別制度

健康観光サービスを国際化するため

チャレンジ

3. アジアからの滞在ビザ規制
4. 来訪、居住にかかる行政届出が複雑、病院の選択や言語が心配
5. 長期治療や湯治のための住居の確保と管理

施策

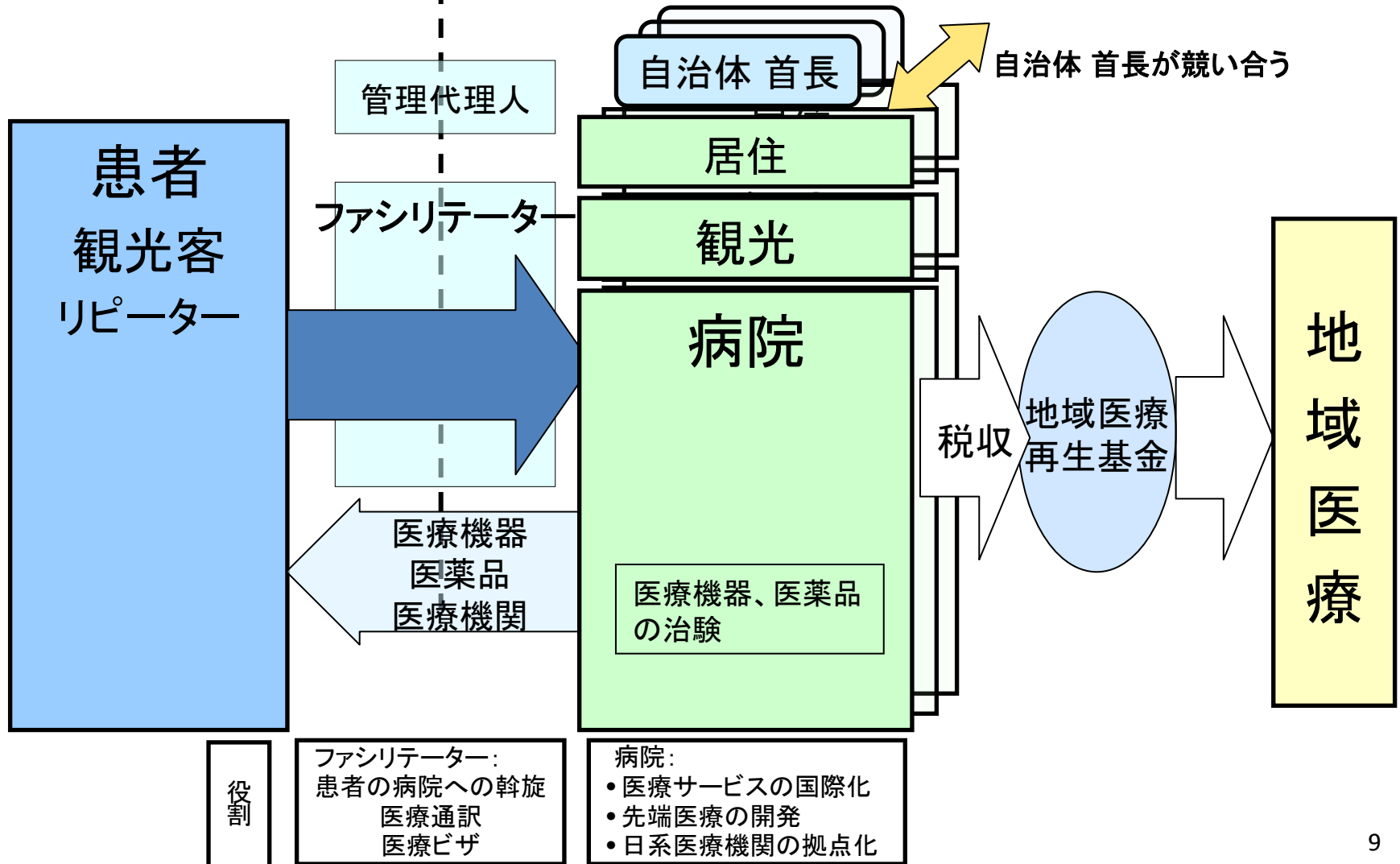
3. 患者・家族用ビザの新設、滞在長期化等規制緩和
4. 医療ツーリズム・ファシリテーター(仲介人)を育成
5. マネージメント・エージェント(管理代理人)を育成

国際健康観光総合特区制度

国際健康観光の流れ

国外（アジア）

国内



健康観光サービスを国際化するため

ファシリテーター(仲介人)

1. 患者の病院への斡旋
2. 医療言語による患者と医療サービス提供者との通訳(医療通訳)
3. 価格や民間医療保険適用の交渉
4. ビザの取得代行
5. 治療中の患者の見守り
6. 紛争が起きた場合の処理
7. 帰国後のアフターフォロー(経過診断、医薬品)



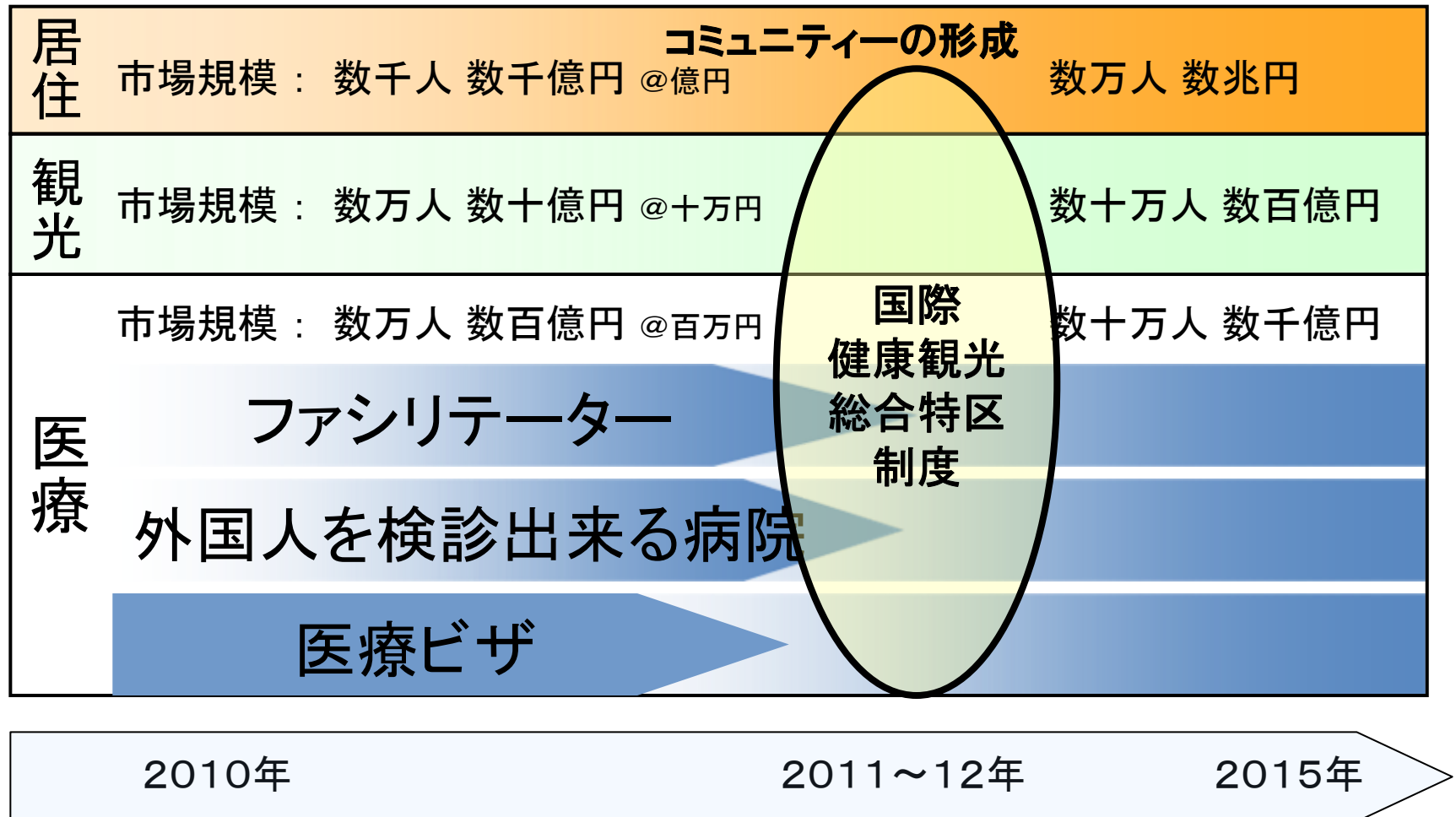
省庁横断でファシリテーターを育成

- 専門学校にて、医療通訳、旅行代理業、海外の民間医療保険制度、医療にかかる海外の文化等を教授する講座をつくる
- テキストの作成と普及 等

国際健康観光 総合特区制度

1. 国は、特区制度の条件を提示
2. 以下、条件を例示すると
 - － 国際認証を受けた(受ける予定)、外国人患者受入体制の整った病院の存在と意思
 - － 近隣の観光資源の存在
 - － 外国人の居住コミュニティの適地
3. 全国から同特区認定を希望する自治体(連合)を募集する。国と、関係する都道府県は、自治体の計画を審査、選定する
4. 外国人向け自由診療セクターとして医療機関の病床数、外国免許医師の業務、病院運営、外国認可医薬品・医療機器の使用等の特別制度、ビザ長期化等規制緩和を認める
5. 自治体は特区の進捗状況、例えば医療に訪れた国外からの来訪者数等、同様の特区制度を行っている自治体間で比較可能な形式で、国、都道府県に報告し、公表する(特区がお互い競い合う)
6. 特区による税収を地域医療再生基金へ納入する

健康観光国際化の行程イメージ



関係するところから了解を得つつ、できるところから実行していき、
制度実現させ、市場拡大を加速する

2. アジアの拠点を日本に

要約

- 成長するアジアに進出する欧米企業の拠点機能、特に地域統括、R&D、物流、金融、バックオフィスを日本に戦略的に誘致するための総合的特区制度、「ビジネス拠点総合特区制度」を設立します
- 全国から同特区認定を希望する自治体(連合)を募集、選定します。国は仕事を持ってくる条件で法人指定で法人税を免除すること、特区の行政ワンストップ窓口設立、インフラ使用、荷役の特例を認め、高等教育留学生大幅に増やし、拠点機能インフラを支援します。特区自治体は企業とペアで、他の特区と成績を競います
- さらに、国は、外国人駐在員の生活環境を整えるため、病院については健康観光国際化総合特区制度、ビザについては派遣社員、配偶者、家事使用人の就労ビザの特例を認めること、子女の教育のためのインターナショナルスクールを充実させます

アジア拠点のインパクト

○外資系企業が日本から撤退・機能移転したことによる雇用への影響

- **メトロニック**
(アジア本社をシンガポールに移転)
国際部門のトップや、人事、財務などの管理職10～15名がシンガポールへ異動予定。
(2009年10月14日 日経産業新聞)
- **ノキア(株)**
(日本での携帯電話開発から撤退)
日本法人従業員のうち、開発部門の220名を削減。
(2009年11月24日 日経新聞)
- **P&G(株)**
(アジア本社をシンガポールに移転)
数十人の本部担当者がシンガポールへ異動。
(2009年9月11日 日経新聞)
- **ミシュラン(株)**
(群馬のタイヤ生産工場を閉鎖)
2010年7月をもって終了、生産部門の従業員380名の具体的な支援策について労働組合側と協議中。
(2010年1月19日 日刊自動車新聞)

○アジア拠点を日本に置いている企業例

- **レカロ(株)**
(自動車用シート専門メーカー、滋賀県にアジアの開発製造拠点を設置)
従業員数114人、売上5,300百万円
- **サンゴバン(株)**
(板ガラスなどをビジネスの中核とする世界的総合素材メーカー。東京都にアジアパシフィック代表部を設置)
従業員数248人、売上17,700百万円

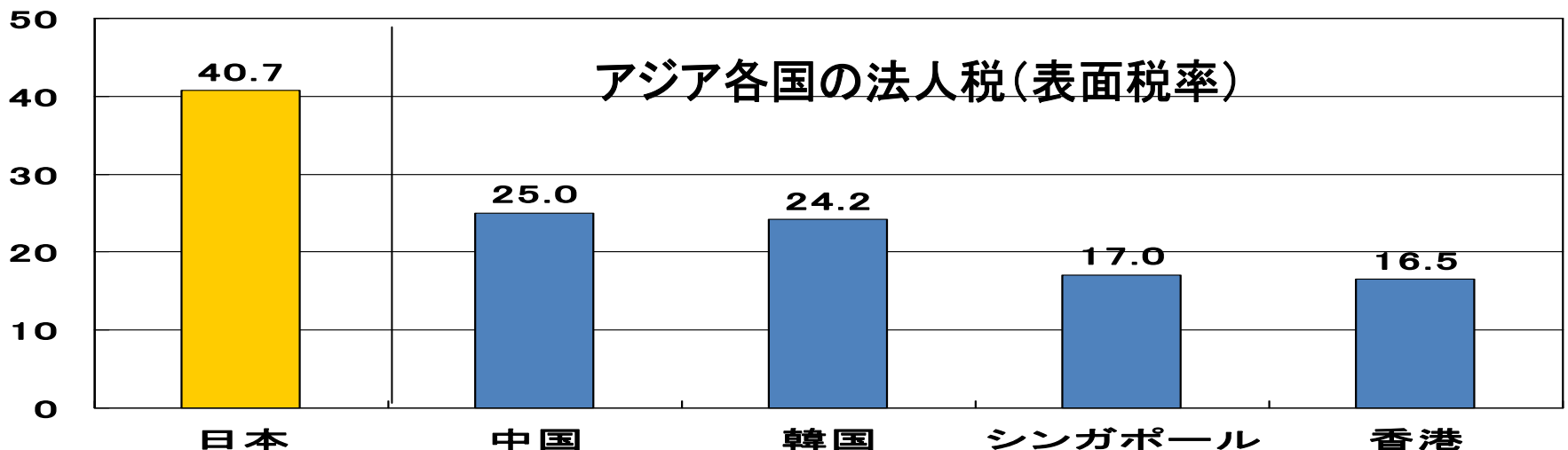
○現地法人を日本に置いている企業例

- **マイクロソフト(株)**
従業員2,383人、売上320,000百万円
(2009年6月決算)
- **イケア・ジャパン(株)**
従業員2,400人、売上52,000百万円
(2009年8月決算)

出所:『外資系企業総覧 2009 Data Bank SERIES(出版:東洋経済新報社)』

**アジアの成長を取り込むという成長戦略を採る以上、
欧米企業のアジア拠点を日本に誘致する強力な政策的対応が必要**

アジア諸国の法人課税



- ハイテク認定企業は税率15%

他にも、助成金、税額控除、損金算入、欠損金の繰越、個人所得税で優遇制度有り

- '12年から22%
- 特定事業と地域は5年間全額免税、その後2年は半額免税の制度有り

- “パイオニア”認定企業は最長15年全額免税
- 統括本部には、個別協議等により、税率0~15%適用(期間限定と恒久)

- キャピタルゲイン非課税、オフショア非課税による海外のリスクマネーを呼び込む政策

ビジネス拠点誘致競争で、日本は法人税の条件が、表面税率、政策減税で大きく見劣りする

アジアの拠点を日本に導くために

チャレンジ

施策

1. 法人税の高さ

2. 規制・許認可の複雑さ

3. 流通（港湾、空港）の
規制

4. 国際人材不足

1. 仕事を持ってくる条件で法人指定で外国企業の法人税減免（“この税特例なかりせば、この雇用もない”という条件）

2. 特区の行政ワンストップ窓口（特区首長の責任）

3. ハブ港湾、ハブ空港の利便性向上、流通コスト低減への投資特例

4. 高等教育留学生倍増

アジアの拠点を日本に導くために

チャレンジ

1. 病院で言語が心配
2. 派遣社員、配偶者、家事使用人の就労ビザ
3. 子女の教育

施策

1. 健康観光国際化総合特区制度
2. ビザ特例（ポイント制の導入）
3. インターナショナルスクール充実

ビジネス拠点 総合特区制度

ビジネス拠点 総合特区制度

1. 国は、特区制度の条件を提示
2. “この税特例なかりせば、この雇用もない”ことを確認。主な条件は、
 - － 仕事を持ってくる海外企業のアジア拠点であること
 - － 事業・雇用計画と経営トップの誓約
 - － 環境、医療、情報通信関連を優先
3. 全国から同特区認定を希望し、上記条件に合う企業を連れてくる自治体（連合）を募集する。国と、関係する都道府県は、自治体と海外企業の計画を審査、選定する
4. 法人税を法人指定での免除や、駐在員等のビザの規制緩和を認める
5. 自治体は特区の進捗状況、例えばその法人の雇用者数、事業計画の実績と計画との比較と経営者の意見と下回った場合の改善計画と誓約、国、都道府県に報告し、公表する

まとめ

国を開き、アジアの成長を日本に取り込んでいく

1. 健康観光
サービスの国際化

国際健康観光
総合特区制度

**省庁の垣根を越えて
制度をつくり**

2. アジアの
拠点を
日本に

ビジネス拠点
総合特区制度

**自治体と共に
成果をあげる**

ネクストステップ

- 政府策定成長戦略
- マニフェスト
- 関係団体
- 一般向け